

事務連絡
令和4年6月6日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県知事部局
ユネスコスクール担当課 御中

文部科学省国際統括官付

ユネスコスクールの加盟審査方法の変更について

日頃より、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development: ESD）の推進及びユネスコスクールの活動について御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年5月20日付け事務連絡でお知らせしたとおり、ユネスコスクール申請にかかる国内審査を新たな体制で実施することとなったため、下記のとおり、新審査体制における変更点、並びに、教育委員会及び知事部局等（以下、教育委員会等）における手続についてお知らせします。

については、管内の学校、及び各都道府県教育委員会にあつては市町村教育委員会（指定都市を除く）に対して周知いただくとともに、ユネスコスクールへの支援について、引き続き御協力くださるようお願いいたします。

記

1. 審査体制の変更点について

旧審査体制においては、ユネスコスクール加盟申請を希望する学校等は、ユネスコスクール支援大学間ネットワーク（以下、ASPUnivNet）による指導助言を得ながら活動を実施し、原則1年以上のチャレンジ期間を経た後、ASPUnivNetによるチャレンジ期間終了可否判定において一定の基準を超える場合に、ユネスコ本部への加盟申請にかかる手続を進めておりました。

一方、新審査体制においては、ASPUnivNetによる指導助言は維持しつつ、可否判定については切り離し、新たに審査委員会を設置し、審査委員会においてチャレンジ期間終了可否判定の審査を行うこととなります。また、新審査体制で国内審査を実施することに伴い、審査書類の様式も変更になります。

なお、新審査体制における国内審査の流れの詳細については別添1を、申請書類については別添2及び3を御確認ください。

2. 新審査体制における教育委員会等における手続について

審査書類は、加盟申請を希望する学校等が作成し、当該学校等の設置等を司る教育委員会等の確認の上、ユネスコスクール事務局に提出することとなります。

教育委員会等においては、申請学校等が作成した審査書類を確認いただき、当該学校等をユネスコスクール国内審査に進めて差支えなければ、審査書類確認書（別添4）に必要事項を記入の上、提出いただくこととなります。

なお、従前の手続では郵送またはメールでの提出としておりましたが、今後、クラウドサービスを利用した運用に変更することを検討しているところです。つきましては、該当する学校等の所管教育委員会等には、別途手続を御案内します。

(添付資料)

- 別添 1 ユネスコスクール加盟にかかる国内審査の流れ (新審査体制)
- 別添 2 ユネスコスクール加盟申請校 活動報告書【様式】
- 別添 3 ユネスコスクール加盟申請校 審査シート【様式】
- 別添 4 教育委員会等による国内審査書類確認書【様式】
- 参考 1 ユネスコスクールの新たな展開について (令和3年5月20日付事務連絡)

【本件担当】

○ユネスコ活動及びユネスコスクールに関する方針について：

文部科学省国際統括官付 (日本ユネスコ国内委員会事務局)

ユネスコ振興推進係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2

TEL：03-6734-2602

E-mail：jpnatcom@mext.go.jp

○個々の学校のユネスコスクールの加盟申請に関する希望や質問等について：

ユネスコスクール事務局 (公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター (ACCU) 内)

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル7階

TEL：03-5577-2852 FAX：03-5577-2854

E-mail：webmaster@accu.or.jp